

# 介護職員研修受講費用の一部を補助します

市では、介護人材のスキルアップと確保および定着を図るため、介護職員研修を修了後、市内の介護事業所などで就労している方に、介護職員研修受講費用の一部を補助します。

高齢者福祉課介護保険係  
 ☎0824・73・1167

## 補助対象者

市内に住所を有し、平成28年4月1日以降に実施された「介護職員初任者研修」または「介護職員実務者研修」を修了し、介護職員として市内の介護事業所などで就労（直接雇用契約を締結）している方で、次の①または②の要件を満たす方

①研修修了時点で既に介護事業所などで就労しており、その後、就労期間が3カ月を経過した方

②研修修了から6カ月以内に介護事業所などで新たに就労した後、就労期間が3カ月を経過した方

ただし、本人または同一世帯員が市税およびこれらに付帯する延滞金を滞納している場合には対象となりません。

## 補助金額

▼介護職員研修受講費用（受講料、実習費など）の2分の1以内（千円未満切り捨て）

▼介護職員初任者研修は3万円、実務者研修は5万円を上限

▼他の機関などからその研修の受講費用についての補助金などを受けている場合は、受けた補助金などの金額を受講費用から除いた額の2分の1以内



## 対象となる介護事業所など

介護保険法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護のいづれかのサービスを提供する事業所および介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設であって、その事業所などが庄原市内にあるもの。  
 ※介護予防・認知症対応型・地域密着型の各サービスを含みます。



## 提出書類

①庄原市介護職員研修受講費補助金交付申請書

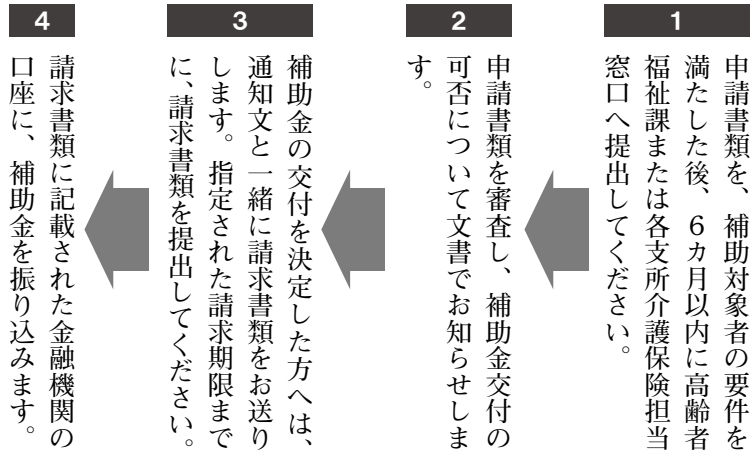
②研修修了証明書の写し

③就労先の証明を受けた就労証明書

④研修に係る受講費用の領収書（原本）

※提出書類の様式は、高齢者福祉課介護保険係、各支所介護保険担当窓口にあります。

## 申請の流れ



なお、補助金交付額が予算額に達した場合、年度中途でも補助金の交付を終了する場合があります。

## 【問い合わせ】

高齢者福祉課介護保険係  
 ☎0824・73・1167  
 または各支所介護保険担当窓口  
 （西城支所は、しあわせ館内）